

四日市港管理組合公報

第1080号

令和3年12月27日

月曜日

目次

条 例

- 四日市港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例 (港営課) 2

規 則

- 四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (総務課) 3

訓 令

- 会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令 (総務課) 4

公 告

- 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請の期間について (総務課) 11
○令和3年度四日市港管理組合一般会計補正予算等の公表 (総務課) 12

条 例

四日市港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年12月27日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合条例第6号

四日市港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例

四日市港管理組合港湾施設条例（昭和41年四日市港管理組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「港湾施設」とは、四日市港管理組合の管理に属する次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 荷さばき施設 荷役機械、荷さばき地及び附属施設、上屋並びにくん蒸庫及び附属施設</p> <p>(7)～(16) (略)</p> <p>(使用許可)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる港湾施設（貸付施設を除く。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 荷さばき施設 荷役機械、荷さばき地及び附属施設、上屋並びにくん蒸庫及び附属施設</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>別表（第16条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">港湾施設の名 称</th> <th style="width: 70%;">使 用 料 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上 屋</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	港湾施設の名 称	使 用 料 の 額	(略)	(略)	上 屋	(略)	(略)	(略)	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「港湾施設」とは、四日市港管理組合の管理に属する次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 荷さばき施設 荷役機械、荷さばき地及び附属施設、上屋、<u>モータープール</u>並びにくん蒸庫及び附属施設</p> <p>(7)～(16) (略)</p> <p>(使用許可)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる港湾施設（貸付施設を除く。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 荷さばき施設 荷役機械、荷さばき地及び附属施設、上屋、<u>モータープール</u>並びにくん蒸庫及び附属施設</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>別表（第16条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">港湾施設の名 称</th> <th style="width: 70%;">使 用 料 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上 屋</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>モーター プ ー ル</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1日1平方メートルまで ごとに 7円95銭</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	港湾施設の名 称	使 用 料 の 額	(略)	(略)	上 屋	(略)	<u>モーター プ ー ル</u>	<u>1日1平方メートルまで ごとに 7円95銭</u>	(略)	(略)
港湾施設の名 称	使 用 料 の 額																		
(略)	(略)																		
上 屋	(略)																		
(略)	(略)																		
港湾施設の名 称	使 用 料 の 額																		
(略)	(略)																		
上 屋	(略)																		
<u>モーター プ ー ル</u>	<u>1日1平方メートルまで ごとに 7円95銭</u>																		
(略)	(略)																		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年12月27日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合規則第17号

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年四日市港管理組合規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(5)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年における5日</u> <u>(当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間</u></p> <p>(6)～(23) (略)</p> <p>(休暇の単位及び計算)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇並びに第11条第4号、<u>第5号の2</u>、第7号、第9号、第10号、第11号及び第12号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6)～(23) (略)</p> <p>(休暇の単位及び計算)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇並びに第11条第4号、第7号、第9号、第10号、第11号及び第12号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用するこ</p>

使用することができる。 3～7 (略)	とができる。 3～7 (略)
------------------------	-------------------

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

訓 令

四日市港管理組合訓令第4号

庁 中 一 般

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月27日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令
 会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和元年四日市港管理組合訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 会計年度任用職員には別表第5の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇（同表に定める産前休暇及び産後休暇を除く。）の目的を達することができる²と認められる場合は、この限りでない。</p> <p>2 会計年度任用職員には別表第6の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める無給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができる²と認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 会計年度任用職員には別表第5の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める期間の有給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができる²と認められる場合は、この限りでない。</p> <p>2 会計年度任用職員には別表第6の区分欄に掲げる区分ごとに、事由欄に掲げる場合に、期間欄に定める無給の特別休暇を与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇（同表に定める産前休暇及び産後休暇を除く。）の目的を達することができる²と認められる場合は、この限りでない。</p>

別表第5（第11条関係）

区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)
妊娠中の 通勤緩和	(略)	(略)
不妊治療休暇	会計年度任用職員 (経営企画部長が 別に定める者に限 る。)が不妊治療に 係る通院等のため 勤務しないことが 相当であると認め られる場合	一の年度(4月 1日から翌年 の3月31日ま でをいう。以 下同じ。)にお いて5日(当 該通院等が体 外受精その他 の経営企画部 長が定める不 妊治療に係る ものである場 合にあって は、10日)(勤 務日ごとの勤 務時間の時間 数が同一でな い会計年度任 用職員にあっ ては、その者 の勤務時間を 考慮し、経営 企画部長の定 める時間)の 範囲内の期間
産前休暇	6週間(多胎妊娠の場 合にあっては、14週 間)以内に産する 予定である女子の会 計年度任用職員が申 し出した場合	出産の日まで の申し出た期 間

別表第5（第11条関係）

区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)
妊娠中の 通勤緩和	(略)	(略)

<p>産後休暇</p>	<p>女子の会計年度任用職員が出産した場合</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）</p>				
<p>配偶者出産休暇</p>	<p>会計年度任用職員（経営企画部長が別に定める者に限る。）が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>経営企画部長が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、経営企画部長の定める時間）の範囲内の期間</p>				

<p>育児参加休暇</p>	<p>会計年度任用職員 <u>(経営企画部長が別に定める者に限る。)</u>の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子(勤務時間条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p>	<p>左記期間内における5日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、経営企画部長の定める時間)の範囲内の期間</p>				
---------------	--	--	--	--	--	--

別表第6（第11条関係）

区分	事由	期間
保育時間	生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間 （男子の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律

別表第6（第11条関係）

区分	事由	期間
産前休暇	6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出した場合	出産の日までの申し出た期間
産後休暇	女子の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出した場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
保育時間	生後1年に達しない子（勤務時間条例第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項、子の看護の項、短期介護の項及び骨髄等ドナーの項において同じ。）を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間 （男子の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27

		<p>第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日における当該休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>			<p>条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日における当該休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>
--	--	---	--	--	--

<p>子の看護</p>	<p>小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（経営企画部長が別に定める者に限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして経営企画部長の定めるその子の世話をを行うことを行う。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、経営企画部長が別に定める時間）の範囲内の期間</p>		<p>子の看護</p>	<p>小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（経営企画部長が別に定める者に限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして経営企画部長の定めるその子の世話をを行うことを行う。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、経営企画部長が別に定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>短期介護</p>	<p>次に掲げる者（ハに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の経営企画部長の定める世話をを行う会計年度任用職員（経営企画部長が別に定める者に限る。）が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 イ 配偶者、父母、子及び配偶者の父母 ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ハ 会計年度任用職</p>	<p>一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、経営企画部長の定める時間）の範囲内の期間</p>		<p>短期介護</p>	<p>次に掲げる者（ハに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の経営企画部長の定める世話をを行う会計年度任用職員（経営企画部長が別に定める者に限る。）が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 イ 配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある</u></p>	<p>一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、経営企画部長の定める時間）の範囲内の期間</p>

	員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で経営企画部長の定めるもの			者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母 ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ハ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で経営企画部長の定めるもの	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

公 告

四日市港管理組合建設工事執行規則（平成6年四日市港管理組合規則第5号）第4条第4項の規定による一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請（建設工事及び測量・建設コンサルタント等）の期間を次のとおり定めましたので、公告します。

令和3年12月27日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

- 1 令和4年～7年度四日市港管理組合入札参加資格者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等）登録の受付期間、場所等

建設工事、測量・建設コンサルタント等で登録を希望する場合は、県内に本店を有する者、県外に本店を有する者いずれも受付期間及び受付場所は、次のとおりとし、郵送によるもの

のみの受付とします。

受付期間	受付場所
令和4年1月5日（水）から 令和4年2月4日（金）午後5時まで	〒514-0002 三重県津市島崎町56番地 公益財団法人三重県建設技術センター 入札参加資格登録共同受付担当

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、令和4年6月1日から令和8年5月31日までとなります。

2 問い合わせ先

三重県四日市市霞二丁目1番地の1
四日市港管理組合総務課管財・契約担当
電話 059-366-7009

令和3年度四日市港管理組合一般会計補正予算等が令和3年12月24日に成立しましたので、
次のとおり公表します。

令和3年12月27日提出

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一見勝之

令和3年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第1号）

令和3年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ237,122千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,050,053千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越し

て使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		2,727,586	△45,504	2,682,082
	1 負担金	2,727,586	△45,504	2,682,082
3 国庫支出金		229,940	2,860	232,800
	2 国庫補助金	229,940	2,860	232,800
6 繰入金		10,000	33,983	43,983
	1 基金繰入金	10,000	33,983	43,983
7 諸収入		29,095	39	29,134
	3 雑入	28,167	39	28,206
8 組合債		1,573,000	△228,500	1,344,500
	1 組合債	1,573,000	△228,500	1,344,500
歳入合計		5,287,175	△237,122	5,050,053

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		19,348	△1,151	18,197
	1 議会費	19,348	△1,151	18,197
2 総務費		783,197	4,595	787,792
	1 総務費	772,427	3,850	776,277
	3 監査委員費	9,860	745	10,605
3 港湾管理費		811,018	20,822	831,840
	1 港湾管理費	811,018	20,822	831,840
4 港湾建設費		1,365,642	△259,040	1,106,602
	1 港湾建設費	1,365,642	△259,040	1,106,602
5 公債費		2,206,970	△2,348	2,204,622
	1 公債費	2,206,970	△2,348	2,204,622
歳 出 合 計		5,287,175	△237,122	5,050,053

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
3 港湾管理費	1 港湾管理費	港湾施設維持補修費	44,000
4 港湾建設費	1 港湾建設費	社会資本総合整備事業費	50,000
4 港湾建設費	1 港湾建設費	単独港湾改修事業費	57,300

第3表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度 額
行政事務用機器賃借に係る契約	令和4年度～令和8年度	千円 8,107

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
施設設備保全業務委託等に係る契約	令和4年度～ 令和8年度	千円 123,099	令和4年度～ 令和8年度	千円 615,473

第4表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国 補 港 湾 改 事 業 修 費	千円 49,000	普通貸借又は は証券発行	4.0% 以内	政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 については定 められた償還 条件による。 その他資金に ついての償還 条件は、管理 者が定める。 ただし、組合 財政の都合に より繰上償還 することができるものとする。	千円 99,000	普通貸借又は は証券発行	4.0% 以内	政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 については定 められた償還 条件による。 その他資金に ついての償還 条件は、管理 者が定める。 ただし、組合 財政の都合に より繰上償還 することができるものとする。
社会資本総合 整備事業費	219,000	〃	〃	〃	173,000	〃	〃	〃
庁舎等管理費	68,000	〃	〃	〃	80,500	〃	〃	〃
港湾施設 維持補修費	308,000	〃	〃	〃	325,000	〃	〃	〃
港湾改修 事業費	277,000	〃	〃	〃	137,000	〃	〃	〃
国直轄事業 負担金	480,000	〃	〃	〃	358,000	〃	〃	〃

令和3年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ101,835千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,258,996千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 財産収入		531,090	35,000	566,090
	1 財産運用収入	531,090	35,000	566,090
3 繰入金		459,514	△10,642	448,872
	1 基金繰入金	459,514	△10,642	448,872
4 繰越金		20,000	77,459	97,459
	1 繰越金	20,000	77,459	97,459
5 諸収入		35,025	18	35,043
	2 雑入	35,013	18	35,031
歳入合計		4,157,161	101,835	4,258,996

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 管理費		千円 981,739	千円 102,453	千円 1,084,192
	1 施設管理総務費	472,085	90,990	563,075
	2 施設管理費	378,710	6,015	384,725
	3 ひき船事業費	130,944	5,448	136,392
2 建設事業費		1,692,700	0	1,692,700
	1 建設事業費	1,692,700	0	1,692,700
3 公債費		1,482,722	△618	1,482,104
	1 公債費	1,482,722	△618	1,482,104
歳出合計		4,157,161	101,835	4,258,996

第2表 債務負担行為補正
追加

事項	期間	限度額
行政事務用機器賃借に係る契約	令和4年度～令和8年度	千円 6,423

変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
施設設備保全業務委託等に係る契約	令和4年度～ 令和8年度	千円 4,712,109	令和4年度～ 令和8年度	千円 4,777,247

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
